

広 報

かわち

人口と世帯

人口 11,983 (-26)

男 5,695 (-16)

女 6,288 (-10)

世帯 2,620 (-2)

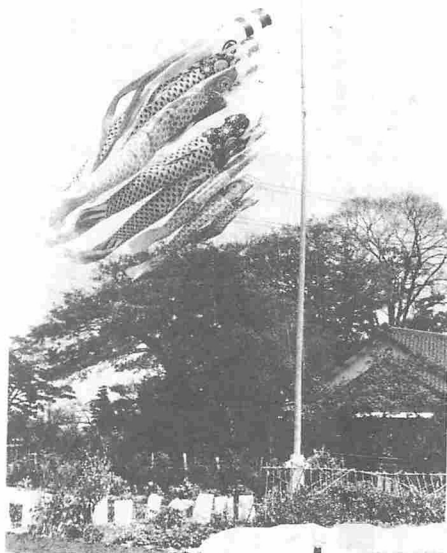
()内は前月比

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和54年5月15日 No. 122

六月三日は

河内村長・河内村議会議員(補欠)

選挙の投票日です



五月五日は端午の節句
五月晴の天空を悠々と泳ぐ
鯉のぼり。

天候の安定しない今年は、
鯉のぼりを上げるにも天気予
報とにらめっこ。

田植えも最盛期の五日、お
留守番のおじいさんおばあさ
んに見守られ、ヤンチャ坊主
たちも鯉のぼりに負けじと元
気に遊んでいます。

(写真上 生板鍋子新田にて)

5月号

村政と住民のパイプ役

五十四年度新区長決まる

区名	世帯数	区長名	電話
宿西	二五九	石川三郎	④三八二六
関場・一	一八七	柳枝清道	④三八三六
関場・二	一九七	石山正男	④二五七七
中谷	二七	秋山喜一	④三五七八
幸谷	二七	海老原岩吉	④二五三三
堤向	二七	野高安	④二七四九
万原	三七	寺本秀夫	④三七九三
浄玄	五五	細村貞男	④三七八三
内野	二〇	高山英雄	④四一八三
早井・一	二七	秋山昭吾	④三〇六九
早井・二	二一	鈴木高一郎	④二七五八
砂場	四一	石橋一伝	④二七五四
南丸田	一九	大野光一	④二四一六
北丸田	二二	古手秋蔵	④二一八〇
外丸田	二八	関野尚二郎	④三九六五
四ツ家	二七	関野尚二郎	④二一八〇
三ツ家	一〇	槻本幸次郎	④四一〇〇
堀割	一一	古川昭康	④二七〇六
小林町歩	二七	川村忠昭	④二四七八
小崎町歩	一一	木野本清	④二四七八
大鍋	二二	齊藤茂	④二九七八

区名	世帯数	区長名	電話
大鍋(中)	二五	生田宗作	④二九一二
竜丁歩	一五	町田幸夫	④一三三二
藤蔵・一	一〇	奥田芳雄	④二五六〇
藤蔵・二	一八	榎本昂一	④二五八九
堤通	四四	外山猛夫	④二五九〇
古橋	一九	岡野進	④二五九〇
新橋	四四	岡野進	④二五九〇
広根	二七	吉原忠吾	④三七二四
中曾	二五	古原忠吾	④三七二四
保村	二五	大古榮	④三七二四
保村	二五	大古榮	④三七二四
遠下	一五	川島久	④三三六六
高上	二四	北川武男	④三三六六
布鎌下	二二	糸川和也	④二五五四
布鎌上	二二	糸川和也	④二五五四
平沼	一一	持田潤一	④二五五四
宮澤	一一	野村成也	④二五五四
猿島	二八	酒井雄成	④二五五四
羽子騎下	三五	野村成也	④二五五四
羽子騎上	三五	野村成也	④二五五四
古河林上	二七	伊能正雄	④二五五四
古河林下	二七	伊能正雄	④二五五四
手栗上	二六	山本平衛	④二五五四

区名	世帯数	区長名	電話
手栗下	二二	萩原三郎	④三六二七
上組	五八	大古重則	④二〇八四
中組	四五	田中正磨	④二〇八四
下組	七五	大野四郎	④二〇八四
愛宕町	五一	小更敏夫	④二〇七七
中郷	三一	石井八郎	④二〇七七
荒境	二八	宮本高雄	④二〇七七
大町	二四	上原次男	④二〇七七
下町	四〇	上原次男	④二〇七七
庄布	四三	植川孝	④二〇七七
田川	八八	湯村利雄	④二〇七七
排水機	二九	川口久良	④二〇七七
片巻	八五	湯田幸祐	④二〇七七
和銅谷	四〇	青野二雄	④二〇七七
下納納	一一	栗山保雄	④二〇七七
上金	二三八	宮澤清	④二〇七七
中金	一三九	高橋五夫	④二〇七七
下金	一五	青野弘	④二〇七七
平川	七三	金田勝	④二〇七七
十三戸	六七	神原利男	④二〇七七

稲敷郡の広域で測定を計画

茨城県

◇…茨城県大気原子力課においては、五月十七日より二十三日までの一週間…
 ◇…にわたる郡内広域での航空機騒音実態調査を計画、準備を進めています…
 ◇…今回の調査に関しては前回と同様、県が社団法人「産業公害防止協会」に…
 ◇…調査を委託、関係市町村の協力を得て、郡内十地点、延日数四十五日間に…
 ◇…わたって行われる予定で、今回は開港後第三回目の調査となります。



河内での測定は

河内村においては、十地点のうち三地点、中田川・十三間戸・源清田小学校を対象となり、今回の調査項目の全てにわたって調査が行われる予定です。中田川を除く、十三間戸・源清田小の二地点での測定は、源清田小が十九・二十日、十三間戸が二十二・二十三日とそれぞれ二日間だけの日程で行われる予定です。調査の内容については、あ

調査内容

今回の調査内容について項目別に説明しますと、
 ▽測定地点△

- ①中田川（河内） ②上根本（新利根） ③太田公民館（新利根） ④江戸崎町役場 ⑤河波小学校（桜川） ⑥奥原開拓（牛久） ⑦十三間戸（河内） ⑧南小学校（東村） ⑨源清田小学校（河内） ⑩長戸小学校（竜ヶ崎）の十地点のうち③⑦⑧⑨⑩の五地点に

ついては二日間だけの調査となつています。

新たに周波数分析調査が加えられ、航空機による低周波公害（注、参照）の有無とそれによる人体や家畜への影響などについての貴重な資料が得られるものと思われま

●航空機騒音測定調査

昭和四十八年十二月の環境庁告示による「航空機騒音に係る環境基準について」に基づいて測定、評価が行われます。

●機軸確認調査

中田川地区において、目視可能な場合について機軸確認を行う。

●周波数分析調査

次に掲げる地点について各三時間ずつ航空機騒音のオクターブ周波数分析を行う。

中田川・上根本・江戸崎町役場・阿波小学校・奥原開拓の五地点を予定しているが人の余裕があれば他の

（前回の測定時点でのカメラによる高度調査風景）



地区についても行われる予定です。

●気象調査

中田川地点において、風向、風速、温度、湿度等の測定を行い、また合わせて今回の調査地域周辺における官公署観測データも収集する。

●飛行高度、及び飛行コース確認調査

前回のカメラを使つての確認に比べて、目視可能な二地点よりの三角測量、または他の方法により飛行高度、飛行コースのズレなどを調査する。

以上が今回の調査の概要ですが、その測定、分析結果については秋に正式な調査結果としてまとめられ、報告される予定です。

！注！

「超低周波航空機振動」のこと。二十ヘルツ以下の周波数の振動のことで我々の耳では聞き取れないが、この振動を受ければ、この振動を受けて、人体被害としては肩こり、手足のしびれ、どろろき、息切れ、圧迫感、頭痛などを起す。発生源は新鋭のエン

ジン、コンプレッサ・ポンプ、ボイラーなどの工場機械や自動車、飛行機などの交通機関やビル、のセントラルヒーティングなどがある。昭和四十八年頃から被害が表面化したのが、未だ対策はたてられておらず被害は拡大してきている。

国民年金に加入しますと、保険料を納めなければなりません。

保険料を納期限までに納めていないと、たとえば交通事故にあった場合など、障害年金や母子年金が受けられないことがありますから、注意してください。

また、保険料を納めないまま、納期限から二年以上たつと、

あとで納めたくとも納められなくなり、将来、老齢年金が受けられなくなることがありますから、気をつけてください。

保険料は、今年の四月から一カ月三千三百円です。

このほかに、将来、より高

まちがいやすい印紙税

私たちが毎日のようにとりかわしている「文書」。このなかには、不動産売買契約書や借用証書、領収書などのように、印紙税のかかるものがたくさんあります。

そこで、印紙税のなかでも特にまちがいやすい場合について説明してみよう。

▽ 請求書に「相済」、「了」

額の年金を受けたい方は、一カ月四百円の付加保険料を納めることができます。付加保険料は、保険料納付の免除を受けている人以外は、だれでも希望すれば納められます。

保険料納付の免除を受けることができるのは、家計が苦しくて納められないとか、生

国民年金の知識

②

保険料の納付と免除

活保護を受けている人などで法定免許と申請免除の二通りがあります。

法定免除は国民年金の「障害年金」や「母子福祉年金」などを受けている人、生活保護法の生活扶助を受けている人などは、忘れずに届け出て

ください。保険料が免除されます。

申請免除は所得がなかったり、所得が少なく保険料を納めることがない人、困難な人は、都道府県知事に申請し、承認を受ければ免除されます。免除を受けた場合、その免除された期間も計算の中に入ります。が、老齢年金の額は、保険料を納めた場合の三分の一に減額されます。

また、おの、保険料を免除された方、将来、満額の年金を受けたいと望まれる方は、免除を受けてから十年以内であればさかのぼって基本保険料を納めることができます。

▽ 一つの契約について、契約書を何通も作る署名がありますが、契約者の署名や押印があるものは「写」、「副本」などと表示してあげれば、収入印紙を貼らなくてもいいです。

▽ 覚書、念書、差入書のような文書でも、契約内容を証明するもの、契約書とすれば収入印紙を貼らなければなりません。

▽ 覚書、念書、差入書のような文書でも、契約内容を証明するもの、契約書とすれば収入印紙を貼らなければなりません。

(詳しくは電ヶ崎税務署へ)



しゃっくりが出たとき

冷水を少しずつ飲む

で、そのまま瞬間的に息を止めさせます。あるいは、できるだけ長く舌を突き出して、しばらく息を止めてみてくださいます。また、体を前にかがめて息を止めさせるのも効果があります。

△ それでも止まないとき

しゃっくりが続くのは、つらいものです。しゃっくりは一般には放っておいても自然に直ります。しかし、中には放っておくと危険なものもあります。

いつまでも止まらないときは内科医へ。子供は小児科に連れてゆきましょう。

しゃっくりが出た原因はさまざまです。次にあげるようなちょっとした刺激が加わって、呼吸作用を補助する筋肉がけいれんし、収縮を起こしてしゃっくりが出ます。



家庭の医療

△ 大きい子供の

深く息を吸い込んで、そのまま瞬間的に息を止めさせます。あるいは、できるだけ長く舌を突き出して、しばらく息を止めてみてくださいます。また、体を前にかがめて息を止めさせるのも効果があります。

あります。

△ 乳幼児の場合

背中を軽くたたいたり、さすったり——あるいは、茶さじにちよつと砂糖をつけてなめさせてみてください。なかなか止まらないときは、あお向けに寝かせて、胃の上のあたりに両手をあて、しばらく静かに軽く押さえるようにしてみてください。

スポーツ=制度の紹介

か
過 料

法令上の義務履行を促す

「過料」という言葉は耳なれない言葉かも知れませんが、過料にはいくつ種類がありますが、ふつう問題になるのは「秩序罰」としての過料です。これは、わたしたち国民が法令上の義務に違反した場合に加えられる制裁で、裁判官の裁判によって、一定の金銭の支払いを命じられるものです。

といっても、過料は罰金ではありません。

罰金は、懲役や禁固、科料とならんで刑罰の一種ですが、過料は刑罰ではないのです。法律上の義務違反にはいろいろありますが、刑罰を科するほどのことはないとした場合に、過料が科されると言ってもよいで

しょう。

そんなことから、同じ読み方をする刑罰の「科料」と区別するために、「過料」と「あやまちりょう」、「科料」を「とがりょう」と呼ぶことがあります。

では、どんな場合に過料が科されるかというと、いろいろあって、とても全部はあげられませんが、よく問題になるのは、法令上、一定時間内に提出しなければならないこととされている各種の届け出を怠った場合で、次にあげるようなものです。

（住民基本台帳法関係）

▽転居届 同一市町村内で引っ越しをしたとき、十四日以内に役場に出すべきもの。

▽転出届 他市の町村へ引っ越しするとき、あらかじめ現

住所の役場に出すべきもの。

▽転入届 これまでとは違う市町村に引っ越したとき、十四日以内に新住所の役場に出すべきもの。

（戸籍法関係）

▽出生届 生後十四日以内に出生すべきもの。

▽死亡届 死亡したことを知った日から七日以内に出生すべきもの。

過料金の金額は、転居および転入、転出届を怠った場合が二千元以下、出生・死亡届を出さなかったときは三万円以下となっています。

このような過料＝金銭の負担を科すことによって、義務の履行を促し、制度の円滑な運営をはかっているのです。詳しいことは役場戸籍係までお問い合わせください。



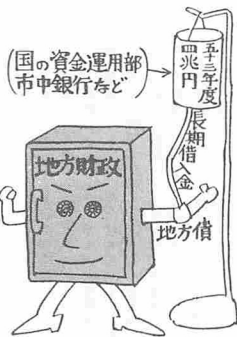
暮らしの中の自治用語

地方債

地方債は、として禁じられています。地方団体が歳入の財源として、あらかじめ、自治大臣または知事の許可が必要とされています。

地方債の増加は、地方団体の財政運営上決して好ましくないことではありませんが、最近の地方財政の悪化に伴い、その発行額は年々増加しています。昭和五十三年度の地方財政計画上は、四兆円（歳入の一二％）の発行が見込まれており、地方税、国庫支出金、地方交付税に次ぐ主要な財源になっています。

運営に負担を及ぼす地方団体の借金ですから、建設事業費の財源、公営企業の経費の財源など一定の事業の財源として発行する場合に限って認められており、いわゆる赤字地方債の発行は原則



「お気軽にご相談ください」
行政相談委員に再任

桜井 昇さん



このたび、当河内村担当の行政相談委員として、桜井昇氏が行政管理庁長官から委嘱されました。行政相談委員は、国の行政

「よろしくご協力ください」

県政モニターに

浅野恒子さん



五十四年度、河内地区の県政モニターとして本橋明さん（愛宕町）に変わられ、浅野恒子さん（長竿大境）が就任されました。県内一部地区の意見のみに片寄らず、広く県内全境の声を県政に反映することを目的として選ばれたのが「県政モニター」です。

みなさんご協力ください。浅野さんへの連絡先は住所 長竿三三六三電話 (06) 二四七番です

三月二十五日

新築（移転）完成

生板駐在所



この三月、生板駐在所がもとあった旧生板村役場横より国保診療所前に新築移転されました。

これは、旧駐在所の建物昭和六年に建設されたもので老朽化しており、敷地も狭かったため、これを譲渡し、新築移転となったのです。新しくなった駐在所は、建物に関しては県費で建てられ敷地は河内村が貸与するもので、敷地面積三四二㎡、建築面積七二・三㎡と広く、建物の前には、駐車スペースも充分に取られています。



私は生板駐在所に勤務致しております木村です。このたび、村長を初め地元村会議員の皆さま、並びに河内村役場の皆さま方のご尽力を賜わりまして、生

板駐在所が新築され、四月二十二日に無事移転することができました。これを機会に皆さま方のより一層のご尽力を賜わりまして、皆さまと共に、事件のない明るい村づくりの一端に微力ながらつくりて行きたいと思っております。どうか、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

善意の「寄付」

この四月、河内村社会福祉協議会をとおして村内の心身障害児のみなさんのお役にた

てくださいますと「五万円」の二寄附がありました。寄附をされたのは、長竿にお住まいの本多君子さん（五十才）で、日頃から心身障害児問題に深い感心をお持ちになられていた本多さんが、このたび婦人会長を辞められる

にあたり、少しでもこれらのみなさんのお役にたてることになんかと考えられた結果のご寄附だということです。河内村社会福祉協議会ではこのお金をありがたく利用させていただきます。

あなたの心をより豊かにする

『村民教室』受講生募集

河内村中央公民館では村内にお住まいの方々を対象に、毎年、さまざまな教室を開いていますが、今年もまた、新しく三教室を加え村民のみなさん方の参加をお待ちしています。どうぞ、ふるってご参加ください。

各教室のご案内

〔料理教室〕

地域的にも偏りがちな食生活をおいしくバランスの取れた家庭料理と農産加工物の勉強で改善しては、いかがでしょうか。

- 自分の手でのお作りになってみてはいかがですか。
- ◇開校 六月八日
- ◇期間 六月〜三月迄
- ◇学習日 毎月第一、第三金曜日
- ◇時間 午後一時〜三時
- ◇募集人員 三十名
- ◇講師 千倉先生

〔陶芸教室〕

最近、若者や婦人たちの間で陶器を鑑賞するのが趣味という方が年々ふえてきていますが、自分の手で土をこね焼き上げる喜びを味わってみたいという方は、是非この教室に参加してみてください。

- ◇開校 六月下旬より年
- ◇期間 三回予定
- ◇募集人員 四十名
- ◇学習日 講師等についてはいまのところ未定ですので、お申し込みの際に直接お確か

〔革工芸(レザー・クラフト)教室〕

今流行のレザー・クラフトの技術を親切に指導します。あなたもステキな皮小物をご

めくください。

〔卓球教室〕

- ◇期間 六月〜三月迄
- ◇募集人員 三十名
- ◇講師 竹尾裕先生外数名
- ◇開校日、学習日共に未定ですので、お申し込みの際にお確かめください。

〔書道教室〕

書に親しむ機会の少なくなくなった今日、改めて書のおさを見直し、親しんでみませんか。講師には、書道会の一人数者であり、白龍書道会の主宰でいらっしゃる秋山海堂先生をお招きしてあります。

- ◇開校 六月下旬より年
- ◇期間 三回予定
- ◇募集人員 四十名
- ◇学習日 講師等についてはいまのところ未定ですので、お申し込みの際に直接お確か

☆お申込みは電話でどうぞ
申込期限 5月21日・31日迄
電話(4)2843・4026

河内村中央公民館へ

みなさんよろしく

新分館長さんきまる

冠婚葬祭の簡素化、フラワールード運動をはじめとするいろいろな公民館事業の推進役、また、村民のみなさんとご相談ください。お力になら

分館名	分館長	住所	電話
第一分館	秋山 透幸	谷一八二	(4)二八六二
二	福智 実大	鍋一〇〇	(4)三一四七
三	嶋田 政美	羽子 騎八六	(4)三四六八
四	小更 八郎	長 竿三四五四	(4)三二六六
五	垣沼 利夫	片 巻一二二〇	(6)二二五六
六	飯田 武夫	金江 津四七三四	(6)二五七二
七	郡司忠兵衛	十三間戸四七九の一	(6)二六九五

会員募集中『踏愛会』

社交ダンスクラブ『踏愛 二回』、富士急スケート(会)では創立四周年を記念して会員を募集中です。男女、初心者をお待ちす。楽しく参加できるクラブです。のびのびとご参加ください。ご入会の際は、電話またはハガキで左記へどうぞ。
住所 河内村長第二八九
電話 河内 (4)二八一六
宮本博正まで

県南交通事故相談所 からのお知らせ

県では、交通事故で困っている皆さんのお力になることを願って、交通事故に関するあらゆる相談に応じえています。事故のことでお悩みになっている方、是非ご相談ください。

●所在 土浦市真鍋5の17の26

県・土浦合同庁舎内

電話 0298(22)8511

内線 201

●相談時間 月曜日～土曜日

AM9:00～PM5:00まで

(但し、土曜日はPM12:00まで)

●顧問弁護士による相談

毎週水曜日PM1:00～PM4:00

巡回交通事故相談

なお、みなさんの十分な活用を図るため、次のように巡回相談も行っています。

●相談時間 AM10:00～PM4:00

●持参資料 交通事故証明書、その他事故発生の日時、場所、治療日数(費用)、損害の状況、収入等が確認できる資料。

●相談場所

・竜ヶ崎市役所・相談室

毎月 第2水曜日

・江戸崎地方福祉事務所・相談室

毎月 第3水曜日

悩みごと・困りごとは

『テレホン相談コーナー』へ

家庭内のこと、地域のことなどで悩んだり困っていることはありませんか? もし、悩んでいることがありましたら、一度「テレホン相談コーナー」へ電話してみてください。防犯少年課には専門の係がいてみなさんのご相談に応じえています。

●電話 0292(21)9999

●相談時間

平日 AM8:30～PM5:00

土曜日 AM8:30～PM12:00

夜間、休日は留守番電話へどうぞ

〔茨城県警察本部 防犯少年課〕

水戸市三の丸1丁5の38

※相談内容については秘密厳守です。

5月1日オープン 県消費生活センター 取手分室

●場所 取手駅西口下車

徒歩 5分

消費生活についての苦情相談・各種講座の開催・資料の提供などの他、県政相談室も設けられ、交通・税務など各種の相談に応じえています。
“是非ご利用ください。”



五月の納税

- 固定資産税 1期
- 豊田新利根土地改良区 (水利費) 1期
- 牛久沼土地改良区 (水利費) 1期

もう1度 見直して 国民健康保険証

この4月に表を新たにした国民健康保険証、これから2年間、みなさんのお供をするわけですが、もう一度よく見直してください。

住所や名前、生年月日は正しく記入されていますでしょうか。

春は就職のシーズンでもあります。あなたのご家族の中で会社等に就職し、社会保険証に加入している方はいませんか。二重加入しているときはすぐ国保に喪失の届け出を、

標語募集

昭和54年度 全国防犯運動

＜募集期間＞ 昭和54年5月

31日まで(当日消印有効)

＜募集テーマ＞ ①空き巣の防止

②自転車盗の防止

＜応募資格＞ 年齢、性別を問わず

＜応募方法＞ 官制ハガキまたはハ

ガキ大の厚紙に①テーマ ②標

語 ③住所 ④氏名(フリガナ)

⑤年齢 ⑥職業(児童生徒の方は、

学校名および学年)の順で

応募用紙ごとに書いて、お送り

ください。一括送付可。

＜送り先＞ 〒102

水戸市三の丸1丁5の38

茨城県警察本部防犯少年課内

茨城県防犯協会

「防犯運動標語」募集係

＜発表＞ 8月31日までに入選者に通知します。

その他詳しくは

県警察本部防犯少年課

電話 0292(24)2111

内線 2514・2515まで

六月一日は商業統計調査 商業実態基本調査の日

“みんなで協力正しい統計”

河内村役場・統計係